

町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 ( 2 0 1 9 年 ) 2 月 2 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

町田市特定公共賃貸住宅条例（平成8年3月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5号」を「第4号」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第30条及び第31条中「第7条第1項第5号」を「第7条第1項第4号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

町田市特定公共賃貸住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(申込者の資格)</p> <p>第7条 特定公共賃貸住宅の使用の申込みをしようとする者（<u>第4号</u>に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）を含む。）は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(許可等に関する意見聴取)</p> <p>第30条 市長は、第4条の許可をしようとするとき、又は現に特定公共賃貸住宅を使用している者（同居する者を含む。）について、市長が特に必要があると認めるときは、<u>第7条第1項第4号</u>、<u>第22条第2項第3号</u>、<u>第25条第2項</u>、<u>第26条第2項</u>及び<u>第28条第1項第5号</u>に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。</p> <p>(市長への意見)</p> <p>第31条 警視総監は、特定公共賃貸住宅を使用しようとする者（現に同居し、又は同居しようとする者を含む。）又は現に使用している者（同居する者を含む。）について、市長が特に必要があると認めるときは、<u>第7条第1項第4号</u>、<u>第22条第2項第3号</u>、<u>第25条第2項</u>、<u>第26条第2項</u>及び<u>第28条第1項第5号</u>に該当する事由の有無について、市長に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>(申込者の資格)</p> <p>第7条 特定公共賃貸住宅の使用の申込みをしようとする者（<u>第5号</u>に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）を含む。）は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 町市内に住所を有していること。</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(許可等に関する意見聴取)</p> <p>第30条 市長は、第4条の許可をしようとするとき、又は現に特定公共賃貸住宅を使用している者（同居する者を含む。）について、市長が特に必要があると認めるときは、<u>第7条第1項第5号</u>、<u>第22条第2項第3号</u>、<u>第25条第2項</u>、<u>第26条第2項</u>及び<u>第28条第1項第5号</u>に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。</p> <p>(市長への意見)</p> <p>第31条 警視総監は、特定公共賃貸住宅を使用しようとする者（現に同居し、又は同居しようとする者を含む。）又は現に使用している者（同居する者を含む。）について、市長が特に必要があると認めるときは、<u>第7条第1項第5号</u>、<u>第22条第2項第3号</u>、<u>第25条第2項</u>、<u>第26条第2項</u>及び<u>第28条第1項第5号</u>に該当する事由の有無について、市長に対し、意見を述べることができる。</p>